

- ▽ 入院を要する重症患者数が一定程度に抑えられていること等を踏まえ、「再拡大防止期間」は**5月15日**で**終了**
また、飲食店でのクラスターが確認されていない状況等から、**飲食店の利用に係る人数制限を終了**する
- ▽ 一方、**新規陽性者数**は**全国的に下げ止まり**で予断を許さない状況にあること等から、**第6波の特徴等を踏まえた「4本柱」対策は維持**、県民等への**基本的な感染対策の徹底等**の要請も**継続**

今後の対策のポイント

- ▶ **飲食店利用の人数制限を終了**、その他の要請は継続（感染拡大の予兆が見られた場合は迅速に適切な対策を検討）

要請	現行（再拡大防止期間）	5/16以降（再拡大防止期間 終了 ）
県民 飲食店	同一グループの同一テーブルでの 5人以上の会食を避けること	終了

- ▶ 「4本柱」対策は**維持**



4本柱

① **ワクチン3回目
接種の加速化**

② **教育・保育現場での
感染防止対策の徹底**

③ **高齢者・障害者施設での
感染抑止・事業継続**

④ **テレワーク等の
更なる推進**

【5/16以降】 **若い世代に重点化 + 4回目接種の円滑な実施**

現行の取組を継続

新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

- ・ 3回目接種をまだ受けていない方は、できるだけお早めに接種を受けていただくようお願いします。
- ・ 4回目接種がまもなく始まります。
各市町村においては、対象となる方が順次接種を受けられるよう準備をお願いします。
60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患を有する方は、できるだけお早めに接種を受けていただくようお願いします。

1 接種実績と今後の対応 (5/8時点)

接種者数のうち()は大規模接種センター分の内数

	3回目接種						小児初回接種(5~11歳)	
	12月(実績)	1月(実績)	2月(実績)	3月(実績)	4月(実績)	5月(計画)	1回目	2回目
対象者[累計:人]【A】	357,274	748,361	1,062,030	1,429,844	1,718,585	1,826,380	130,506	130,506
接種者数[累計:人]【B】	18,532 (297)	139,388 (23,176)	596,384 (79,156)	987,426 (134,327)	1,241,572 (175,772)	1,511,352 (231,668)	23,501	14,843
B/A	5.2%	18.6%	56.2%	69.1%	72.2%	82.8%	18.0%	11.4%
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業とのコラボ企画等を活用した接種促進のPR ・ 大規模接種会場における企業接種枠及び大学拠点接種の継続 						<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの効果・副反応等の情報発信を継続 	

2 4回目接種の概要

項目	内容
対象者	60歳以上の方, 18歳以上の基礎疾患を有する方
使用するワクチン	ファイザー社ワクチン又はモデルナ社ワクチン
接種間隔	3回目接種終了から5か月以上
開始時期	令和4年5月下旬(予定)
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの適切な配分調整 ・ 大規模接種会場における接種体制の整備

【参考】大規模接種会場

運営方針

- ・ 4回目接種への対応を念頭に、7月末まで継続する方向



教育・保育現場の感染防止対策の徹底について（県立学校）

◆基本的な感染防止対策の確実な実施

10代・10歳未満の感染割合は高く，県立学校でも，継続的に感染が確認されている状況を踏まえ，国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

◆部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に，体調不良者が参加しないこと，3密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については，主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと，バスでの長距離移動や，飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※ 市町村教育委員会に対しても，上記の取組を依頼する。

教育・保育現場の感染防止対策の徹底について（私立学校等）

○幼稚園等への支援アプローチ（新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口の設置）

感染クラスターが発生したり，感染対策の充実に取り組もうとする幼稚園等からの相談窓口を開設し，専門的見地から指導・助言，研修講師の派遣等を提供する支援事業を継続

- 対象：県内の幼稚園(公立・私立問わず)，私立の小・中・高等学校
- 内容：電話・メールによる相談，研修講師派遣

○私立高等学校等へのアプローチ

- ・私立高等学校等に対して，引き続き感染対策を徹底した上で教育活動の継続を依頼
- ・部活動については，県立学校と同様の対応を依頼

保育現場における感染防止対策の徹底について

保育現場では、陽性者が発生し、全面休園も見られるものの、保育が継続されており、引き続き感染対策を行い、必要に応じてこれらの事業を活用し、保育の継続を図っていただくようお願いいたします。

● 感染防止対策相談・支援事業 (宮城県看護協会に委託)

感染防止

保育所等からの相談への助言(149回実施済)、依頼に応じて出張研修会を開催(19回実施済) ※令和2年11月～令和4年4月

相談先：県看護協会(080-7722-7662)

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月25日～ 保育士を対象としたワクチン接種を前倒しで開始
早期のワクチン接種を勧奨(令和4年1月18日, 1月27日, 2月10日, 3月2日付け)
保育所等の職員の3回目接種の割合 92.2%(4/28時点) ※3回目接種予定者含む

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 応援職員派遣事業

事業継続

近隣園や複数園を持つ法人内での応援派遣のための旅費等の支給

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった保育士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 代替保育の財政支援特例措置 (一時預かり事業の実施)

事業継続

保育所等は原則開所となるものの、職員・園児等に感染が確認された場合には、濃厚接触者の範囲を踏まえ、休園や一部開園の実施などを判断
→休園となった場合、公民館や児童館等で新たに一時預かり事業を実施する場合の財源を措置、地域の実情に応じて市町村が実施
(体制整備への上乗せ補助：約45万円/月 など)

【参考】感染者発生施設等における対応状況 ※5月は5月6日時点。

	延べ施設数					計	休園状況 (構成比)
	R4.1月	R4.2月	R4.3月	R4.4月	R4.5月		
全面休園	18	52	62	12	1	145	46.0%
一部休園	0	12	20	20	0	52	16.5%
休園なし	7	49	28	33	1	118	37.5%
計	25	113	110	65	2	315	

※対象：保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設の508施設(仙台市除く)

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 検査体制の強化

早期探知

検査キットの配布により、感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施(8,915キット配布(仙台市除く))

【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

高齢者・障害者施設における感染防止対策の徹底について

高齢者・障害者施設においては、これまでも対策を実施いただいているところではありますが、これらの事業を活用するなど、感染対策を徹底していただくようお願いします。

● 施設の感染抑止に向けた支援

感染防止

感染症対策の研修会のほか、感染管理認定看護師を施設に派遣し、ゾーニング等感染症対策の助言の取組等

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2556 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月14日～ 介護職員を対象とした早期のワクチン接種を案内

高齢者施設：令和4年1月13日付,1月27日付,2月16日付,2月24日付,3月9日付,3月14日付

障害者施設：令和4年4月6日付, 4月8日付, 4月14日付, 4月28日付

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● サービス継続等に係る補助

感染防止

事業継続

利用者又は職員に感染者が発生した場合や濃厚接触者である利用者に対応した事業所に対し、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続するために必要な「かかり増し経費」を補助

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● ケア付き宿泊療養施設

事業継続

軽症又は無症状の介護が必要な高齢の感染者の受け入れ

介護職員、看護職員が24時間体制で対応

(医師はオンコール対応)

令和3年3月1日運用開始 (194人受入) 【問合せ先】

長寿社会政策課 ☎022-211-2556

● 事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった介護士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

● 感染症発生施設への支援 (応援職員派遣)

事業継続

<高齢者施設>

【直接派遣】

県内協力団体及び派遣協力施設から、感染症が発生した施設に対し職員を派遣

【玉突き派遣】

感染症が発生した施設に対し、関連法人等から応援職員を派遣した場合、その派遣元の施設における職員不足を補うため、協力団体から職員を派遣

【問合せ先】長寿社会政策課 ☎022-211-2554

<障害者施設>

県内の障害児者入所施設等で感染症が発生した際のセーフティネット機能として、当該施設運営法人22法人と有事の応援職員派遣体制を構築

【問合せ先】障害福祉課 ☎022-211-2558

● 検査体制の強化

早期探知

検査キットの配布により、感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施 (延べ256,751件)

【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2552 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

テレワーク・時差出勤等の更なる推進 【県内全域・事業者への要請】 (現行の内容を継続)

国の基本的対処方針

緊急事態 措置

- ✓ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
- ✓ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

まん延防止等 重点措置

- ✓ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

その他地域

- ✓ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。



▽ 現在の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、現行の要請を継続

5月16日以降【継続】

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること

県民への要請内容【県内全域】

3月22日から5月15日まで



5月16日以降【変更】

【法24条第9項に基づく要請】

- 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 会食・食事を伴う行事(宅配・テイクアウトによるものを除く)では認証店※1などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めること
※1：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店
- 感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること※2
※2：ワクチン未接種の方は特に注意すること
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること
- 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること

【法24条第9項に基づく要請】

【終了】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
【継続】
- 会食・食事を伴う行事(宅配・テイクアウトによるものを除く)では認証店※1などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めること **【継続】**
※1：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店
- 感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること※2 **【継続】**
※2：ワクチン未接種の方は特に注意すること
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること **【継続】**
- 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること **【継続】**

飲食店への要請内容【県内全域】

3月22日から5月15日まで

【法24条第9項に基づく要請】

○ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること

※ 「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による
認証の状況に関わらない要請

※ 現在の感染状況を考慮し、対象者全員検査の実施等による
行動制限の緩和は行わない。

※ 5人以上のグループであっても、同一テーブル4人以内であれば
会食して差し支えない

- カラオケ設備を提供する場合は、**利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用**勧奨等、基本的な感染防止策を徹底する
- 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等
- アクリル板の設置等、CO₂センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底



5月16日以降【変更】

【法24条第9項に基づく要請】

【終了】

- カラオケ設備を提供する場合は、**利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用**勧奨等、基本的な感染防止策を徹底する **【継続】**
- 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） **【継続】**
- 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 **【継続】**
- アクリル板の設置等、CO₂センサーの設置、業種別ガイドラインの遵守を徹底 **【継続】**

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

(現行の内容を継続)

要請	5月16日以降【継続】														
事前 手続等	① 「 大声なし ※1」の「 5,000人超かつ収容率50%超 」で開催する場合は、「 感染防止安全計画 ※2」を策定し、 県に提出 ② ①以外の場合は、 主催者がチェックリストを公表 ※1「 大声 」：観客等が（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること ※2「 感染防止安全計画 」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画														
開催 制限等 <small>（法24条9項 の要請）</small>	① 「 感染防止安全計画 」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか 小さい方 <table border="1" data-bbox="384 562 2415 733"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 562 1330 615">人数上限</th> <th colspan="2" data-bbox="1330 562 2415 615">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 615 1330 733">5,000人又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方</td> <td data-bbox="1330 615 1890 733">大声なし 100%</td> <td data-bbox="1890 615 2415 733">大声あり 50%</td> </tr> </tbody> </table> ②「 大声なし 」の「 5,000人超かつ収容率50%超 」で「 感染防止安全計画 」を策定・県の確認を受けたイベント <table border="1" data-bbox="384 853 2415 982"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 853 1330 906">人数上限</th> <th colspan="2" data-bbox="1330 853 2415 906">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 906 1330 982">収容定員まで</td> <td colspan="2" data-bbox="1330 906 2415 982">100%</td> </tr> </tbody> </table>			人数上限	収容率		5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか 大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%	人数上限	収容率		収容定員まで	100%	
人数上限	収容率														
5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか 大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%													
人数上限	収容率														
収容定員まで	100%														
感染防止等 <small>（法24条9項 の要請）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること 														

県主催 イベント

県主催イベントは「三密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や、前後における参加者等の行動管理、直行直帰の呼びかけを行うなど、**感染防止策の徹底を前提として開催**することを基本とする

対象	5月16日以降【継続】
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、認証店※などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めるよう求めること ※：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること ○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、認証店※などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めるよう求めること ※：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること 特に、部活動等における感染リスクの高い活動については実施を慎重に検討すること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

対象	5月16日以降【継続】
その他の施設	<p>(全ての施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <p>(イベント関連施設・商業施設・遊興施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底する

県有施設

県有施設については、上記に掲げる**感染防止策の徹底を前提として運営を継続**することを基本とする